

旭川地方検察庁行政文書管理規則の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

旭川地方検察庁執務規程の一部が改正され、旭川地方検察庁留萌支部及び留萌区検察庁の庁務を掌理する検察官が変更になることに伴い、旭川地方検察庁行政文書管理規則（平成23年旭地訓第4号検事正訓令）について、所要の改正（秘文書の指定者の変更）を行うもの。

2 改正の内容

旭川地方検察庁留萌支部及び留萌区検察庁の秘文書の指定者を、旭川地方検察庁本庁と同じ取扱いとする改正を行うもの。

3 今後のスケジュール

施行：平成29年4月1日